

平成22年12月2日
国土交通省中部地方整備局
木曾川下流河川事務所

お知らせ

1. 件名 **不法係留船に対する代執行の実施について**
2. 概要 長良川左岸 11.6k付近（桑名市長島町松之木地先）において、平成22年12月8日（水）行政代執行法に基づき不法に係留している船舶7隻を排除します。
午前9時から執行責任者による「開始宣言」を現地で行い、代執行を開始します。

なお、これに先立ち平成22年12月7日（火）には河川法に基づく代執行を所有者不明船舶9隻に対し実施します。

松之木地先の係留場所において、平成21年10月8日の台風18号により船舶が転覆、沈没し、平成22年3月2日には油流出事故が発生しました。撤去看板の設置等による船舶の撤去指導を続けてきましたが、是正されない状況であるため、一部占用廃止をおこないませんでした。引き続き不法係留船舶の撤去指導を行ってきましたが、これ以上放置することは適正な河川管理を行う上で支障が大きいと、木曾川下流河川事務所では、所有者不明の船舶については河川法第75条第3項に基づく簡易代執行を、所有者の判明している船舶については行政代執行法第2条に基づく行政代執行を実施し、不法に係留している船舶を排除します。

3. 簡易代執行開始日時 平成22年12月7日（火）9：00
行政代執行開始日時 平成22年12月8日（水）9：00

なお、気象条件によっては変更となる場合があります。作業中止に関するお問い合わせは「11. 問い合わせ先」の占用調整課までお願いします。（AM8:30～PM5:15）

4. 代執行実施場所
長良川左岸 11.6k（桑名市長島町松之木地先）
5. 作業日程
12月7日（火）9:00～16:30 頃まで
12月8日（水）9:00～16:30 頃まで

12月9日（木）9:00～16:30頃まで
（12月9日は予備日）

6. 作業状況について

作業終了後、木曾川下流河川事務所のホームページに当日の作業状況についての報告を掲載いたします。

アドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/index.html>

7. 取材について

- ・ 現地取材は可能ですが、ヘルメット・資料等の準備のため、できましたら前日までに下記「11. 問い合わせ先」（木曾川下流河川事務所占有調整課）までご連絡下さい。
- ・ 取材当日は、現地本部受付までお立ち寄り頂き、現地取材中は所属報道機関名が判る腕章等の着用をお願いいたします。
- ・ 安全管理上、作業区域への立ち入りを制限させていただきますので、当日の取材、撮影場所については、職員の誘導に従っていただきますようご協力をお願いいたします。また、作業を安全かつ速やかに進める必要があるため、広報担当職員以外の職員や請負業者作業員への取材はお断りいたします。

8. 配付資料

- (1)位置図
- (2)平面図
- (3)現況写真

9. 解 禁 指定なし

10. 配布先 三重県政記者クラブ、桑名記者クラブ、津島記者クラブ、大垣記者クラブ、

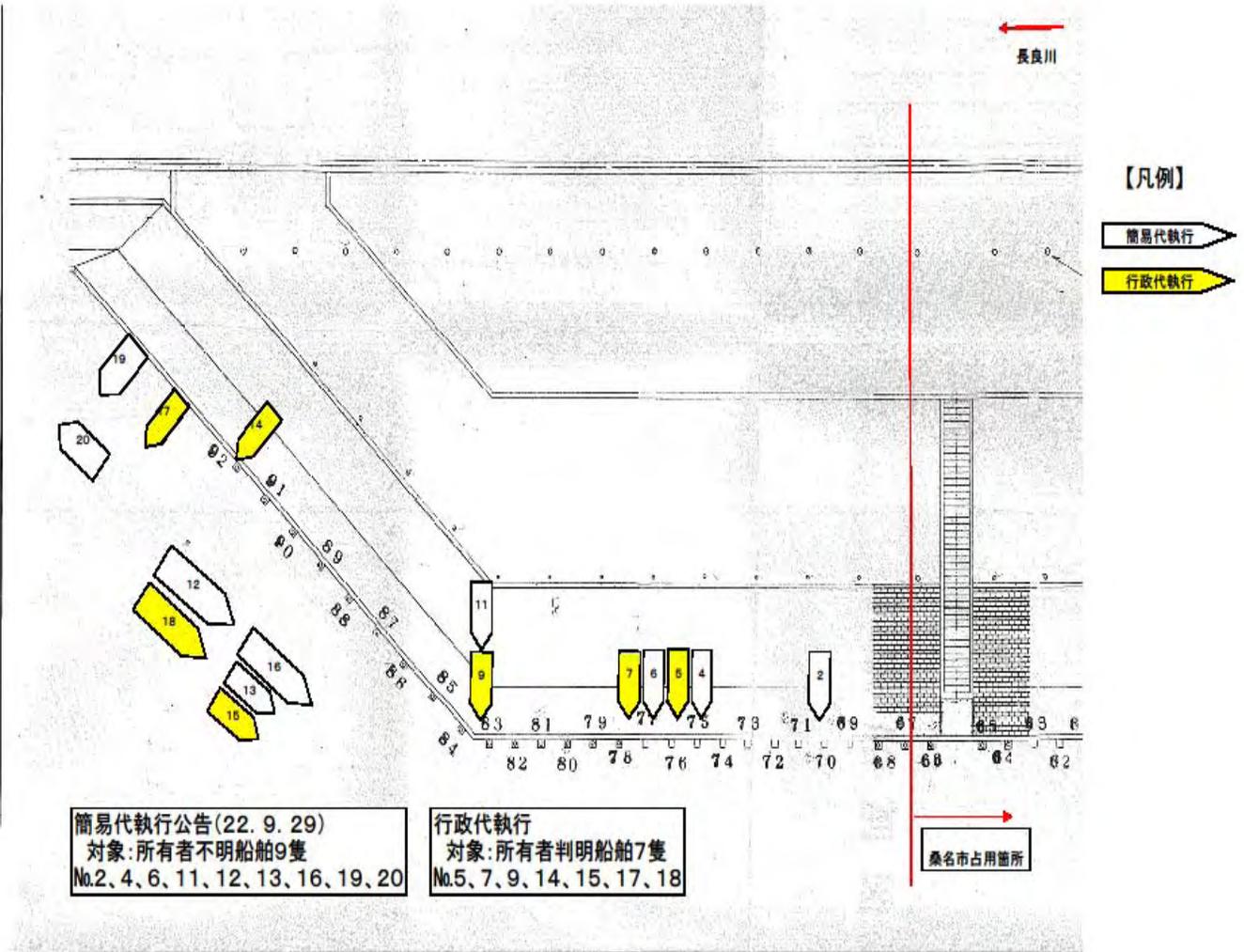
11. 問い合わせ先 国土交通省中部地方整備局 木曾川下流河川事務所
占有調整課長 山田 裕代
占有調整指導官 北澤 晃也
TEL 0594-24-5718 FAX 0594-24-5725
(AM8:30～PM5:15)

位置図



平面図

【松之木】変形護岸
長良川左岸11.6km付近
占用廃止に係る不法係留船舶状況
(平成22年11月24日現在)



現況写真



長良川

平成22年4月15日撮影



台風による被害（平成21年10月8日撮影）

水質事故による被害（平成22年3月3日撮影）



簡易代執行の公告（平成22年9月29日撮影）